

特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の利便性向上について

1. 背景

1978年10月より、我が国は、自国の特許庁へ一つの様式、一つの言語、一括の手数料納付により出願することにより、出願人が権利取得を望む加盟国に対して当該出願日を確保することを可能とする特許協力条約（以下「PCT」という。）に加盟している。

PCTに基づく規則（以下「PCT規則」という。）¹上、受理官庁は、PCTに基づく国際出願（以下「PCT国際出願」という。）を行う者から、当該条約を所管する世界知的所有権機関（以下「WIPO」という。）国際事務局に対する手数料となる国際出願手数料、国際調査機関に対する手数料となる調査手数料及び受理官庁に対する手数料となる送付手数料を徴収しなければならない旨規定されている。

同様に、国際予備審査機関は、国際予備審査請求を行う者から、WIPO国際事務局に対する手数料となる取扱手数料及び国際予備審査機関に対する手数料となる予備審査手数料を徴収しなければならない旨規定されている。

2. 問題の所在

昨今のPCT国際出願の増加²はめざましく、今後も経済のグローバル化が進むにつれ、外国での権利取得を目指す出願人等への利用促進が求められる。しかしながら、PCT国際出願等を行う者は、特許庁に対する手数料となる送付手数料、調査手数料及び予備審査手数料については通常の国内出願と同様に特許庁へ納付が可能である一方、国際出願手数料及び取扱手数料並びに特許庁以外の国際調査機関に対する調査手数料についてはWIPO国際事務局の名義である国内銀行口座へ納付する必要があるが生じており、手数料納付手続が繁雑である旨多くの制度利用者から指摘されている³。

3. 対応の方向性

国際出願手数料及び取扱手数料並びに特許庁以外の国際調査機関に対する調査手数料についても通常の国内出願と同様な納付手法を可能とすることにより、手数料納付手続の利便性を高めるべく、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）について所要の規定の整備を行う。

¹ PCT規則第14.1、第15.1、第16.1(b)、第57.1、第58.1(a)参照。

² 特許庁を受理官庁とするPCT国際出願件数は、2011年前年比20%増。2012年においても7月現在前年同期（1月～7月）比10%を超える増加を示している。

³ 平成24年度産業財産権制度問題調査研究「PCT国際出願制度における手続の課題に関する調査研究」（一般財団法人知的財産研究所）において、平成24年6月29日～8月1日、国内1,137者に対して郵送によるアンケートを実施（回答数574、回答率50.5%）した結果、約70%の者が各種手数料の納付先や納付方法に煩雑性を感じており、国際出願手数料等の納付に際して予納制度の利用や手数料納付先の一本化が求められている。